

広島県告示第八百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
平成三十年広島県告示第九百十六号	広島県広島市東区福田町及び同市東区馬木町地内	寺条川右支（四八六）の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害	区域の名称	寺条川右支（四八六）の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害
		土石流	寺条川右支（四八六）	土石流
		大谷川（二三六一一）	大谷川（二三六一一）	大谷川（二三六一一）